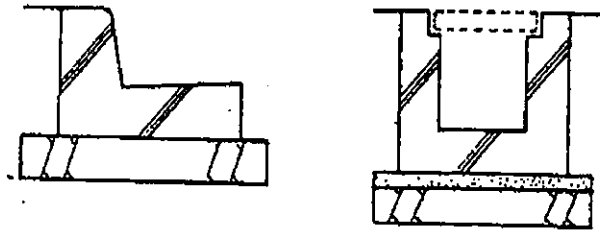


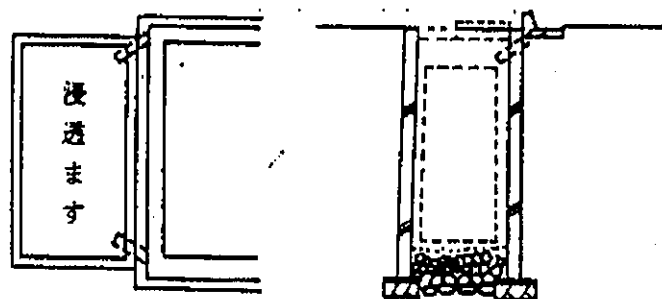
(雨水又は汚水等の排水施設)

第35条 政令第144条の4 (道に関する基準) 第1項第5号の規定により、道路及びこれに接する敷地の雨水又は汚水等の排水に必要な側溝、排水溝、ヒューム管等その他有効な排水施設を設けること。なお、少なくとも道路の片側は、U字側溝としなければならない。



(図-19)

2 政令第129条の2の5 (給水、排水その他の配管設備の設置及び構造) 第3項第3号に規定する配管設備からの汚水又は敷地内の雨水の放流先がない場合は、汚水貯留施設を設置し、汲取方式とするか、地下浸透方式等の適当な施設を設置し、定期的に簡易に清掃できる装置を取り付けるものとする (図-20)。ただし、地下浸透方式等の施設に尿尿浄化槽からの汚水を放流する場合は、政令第32条 (法31条第2項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準) 第2項の規定による地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定した区域内のものに限る。



(図-20)